

総合支援資金 貸付のごあんない

1. 貸付対象世帯（以下の条件すべてを満たしている方）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。

- (1) 低所得世帯（※1）であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- (2) 借入申込者の本人確認が可能であること。
- (3) 現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業（※2）における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- (4) 県社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- (5) 県社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済（償還）が見込まれること。
- (6) 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

※1 「低所得世帯」とは、市町村民税非課税世帯 又は 1ヶ月の収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下である世帯をいう。

※2 「住宅手当緊急特別措置事業」とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、県保健福祉事務所や市福祉事務所が実施する公的給付制度である。

2. 貸付の内容

(1) 資金種類、限度額、期間、据置期間、償還期間

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還（返済）期間
生活支援費 （生活再建までの間に必要な生活費用）	（二人以上世帯） 月額20万円以内 （単身世帯） 月額15万円以内	12ヶ月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後 20年以内
住宅入居費 （敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用）	40万円以内		貸付けの日（生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内	
一時生活再建費 （生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用）	60万円以内			

(2) 貸付金利率：無利子

(3) 連帯保証人：原則として1名必要

} ※ただし、連帯保証人をつけない場合は、据置期間経過後、年1.5%の貸付利子がかかります。

3. 申込みに必要な書類等

借入れを希望する方は、住民票（居住が確認できること）のある地域もしくは入居を予定している住居がある市町村社会福祉協議会の窓口で、下記書類を揃えて申し込み手続きをしてください。

対象	事項	必要添付書類
借入申込者に 関する書類	①借入申込書	(窓口で相談のうえ、お渡しいたします)
	②本人及び世帯状況が確認できる書類 ※住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行っている場合は省略できる	健康保険証の写し及び 住民票の写し（世帯全員分：発行後3ヶ月以内のもの） ※いずれか一方の場合、必要に応じて運転免許証の写し、借入申込者の顔写真が貼付された証明書の写し
	③世帯の状況が明らかになる書類 ※住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行っている場合は省略できる	生活困窮の状況が明らかになる書類 (1) 世帯の収入支出に関する書類 源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書（写）等のいずれか (2) 生活困窮に陥った理由がわかる書類 ①失業の場合 離職票（写）、適用事業所全喪届（写）、雇用保険受給資格者証（写）、個人事業の廃業届（写）、退職辞令（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明書、健康保険任意継続被保険者証（写）等のいずれか ②債務を抱えている場合 債権者と債務の額がわかる書類（債権者発行のもの）
	④求職活動等の自立に向けた取組みについての計画書 ※住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行っている場合は省略できる	借入申込者が、総合支援資金を活用して自立を目指す取組みの内容の計画と取組状況を計画化し、記入する書類 (窓口で、お渡しいたします)
	⑤他の公的貸付制度又は公的貸付制度を利用又は申請中の場合、その状況がわかる書類	当該公的制度の決定通知書又は申請書写し等の書類 失業等給付、生活保護、年金等の申請・受給証明書等 又は就職安定資金融資等の貸付申請・受理書等
	⑥連帯保証人の資力が明らかになる書類	住民税課税証明書又は固定資産税課税証明書（不動産登記簿謄本）等

